

報道関係者 各位

令和6年2月29日

岐阜労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 柴田 美登里

室長補佐（企画担当） 若田 丈雄

電話 058-245-1550

ぎふ働き方改革推進協議会を開催します

岐阜労働局（局長 千葉 登志雄）は、岐阜県内における生産性の向上、適切な価格転嫁等を通じた賃金引上げ等の機運を醸成するため、「ぎふ働き方改革推進協議会」を開催します。

同協議会は、労使団体、岐阜県、中部経済産業局、公正取引委員会が出席します。

- 会議の名称 令和5年度第2回 ぎふ働き方改革推進協議会
- 開催日時 令和6年3月6日（水） 午後1時15分から午後2時15分
- 開催場所 岐阜合同庁舎 5階共用第1会議室（岐阜市金竜町5-13）
- 出席予定者 別紙名簿のとおり
- テーマ 賃金引上げに向けた取組等
- 取材の可否 可（撮影は行政説明まで）

当日の取材方よろしくお願ひします

「令和5年度 第2回 ぎふ働き方改革推進協議会」出席者予定者名簿

番号	機関・団体名
1	日本労働組合総連合会 岐阜県連合会
2	一般社団法人 岐阜県経営者協会
3	岐阜県商工会議所連合会
4	岐阜県商工会連合会
5	岐阜県中小企業団体中央会
6	公益社団法人 岐阜県労働基準協会連合会
7	岐阜県
8	経済産業省 中部経済産業局
9	公正取引委員会事務総務局 中部事務所
10	厚生労働省 岐阜労働局

ぎふ働き方改革推進協議会設置要綱

(目的)

第1条

平成30年7月6日付け公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年第71号)(以下「働き方改革関連法」という。)に基づき、岐阜県内の政労使等関係機関が密接に連携・協力して、それぞれの立場で、県内における働き方改革関連法の周知・施行に取り組むとともに、特に中小・小規模事業者への具体的な働き方改革の取り組みに関する支援及び働き方改革関連法への円滑な対応について、積極的に取り組むこととする。

(設置)

第2条

岐阜県内の働き方改革推進及び働き方改革関連法の周知・円滑な施行のため、政労使等が参加する「ぎふ働き方改革推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第3条

協議会は、別表の団体により構成し、今後必要に応じて参加団体を拡大することがある。

(実施内容)

第4条

協議会は、次に掲げる取組を実施する。

- 1 働き方改革関連法の周知及び円滑な施行に向けての連携
- 2 中小・小規模事業者への働き方改革取組推進に向けた支援
- 3 その他協議会の目的に沿った取組

(事務局)

第5条

本協議会の事務局を岐阜労働局雇用環境・均等室に置く。

(附則：平成30年9月25日)

- 1 本要綱は、平成30年9月25日から施行する。
- 2 本要綱の施行をもって、「岐阜県働き方改革推進協議会要綱」(平成28年3月23日)を廃止する。